

事務連絡
令和2年6月9日

障害児通所支援事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局
法人指導課長
障害福祉課長

学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について（その2）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、「学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について」（令和2年5月27日付け事務連絡）のとおり示しておりましたが、新たに厚生労働省より「「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」に係るQ&A」（令和2年6月3日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が通知されました。

つきましては、本市における学校等再開後の放課後等デイサービスの取扱いについて下記のとおりとします。

記

1 基本報酬について

本市の取扱いについては、事業所を利用する児童が分散登校となっている児童や通常登校する児童が混在する場合でも、全部が休業しているものとして6月末までは学校休業日単価を適用します。ただし、期間については今後の感染状況を踏まえ、見直しを実施することがあります。

7月サービス提供分以降については、分散登校が継続している児童の利用がある事業所は学校休業日単価となりますが、その場合、学校等に通う児童の個々の状況把握が困難なため、市に提出する請求書に別紙の「分散登校による学校休業日単価申出書」を添付してください。

2 電話等による代替的な支援について

電話等による代替的な支援は、「分散登校による学校休業日単価申出書」の該当期間は継続しますので、引き続き、令和2年3月19日付市事務連絡の支援内容の留意点に注意していただき支援をしてください。

また、学校休業日単価の適用終了日以降は、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、代替的な支援を継続することは可能ですが、その場合は、北・南部障害者支援課に「臨時的な在宅でのサービス支援に係る届出書」及び報告書を改めて提出してください。

なお、学校休業日単価の適用終了日以降は、授業の終了後の単価となります。

3 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

感染拡大防止に向けた取組や利用者の処遇について十分に配慮することを前提に、定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合でも減算を適用しないなど柔軟な取扱いについては、当面、継続します。

以 上